

「地域共生社会」の実現に向けた取り組みについて L G B T Q + （性的少数者）関係

2023.07.31
企画部企画課

1 LGBTQ+（性的少数者）をめぐる動向

■ パートナーシップ制度の広がり

2015年に渋谷区・世田谷区で全国初のパートナーシップ宣誓制度を導入。その後様々な自治体で導入が進み、2023年4月現在で278自治体で導入、人口カバー率は68%とされている。

■ パワハラ防止法

2020年6月施行 厚生労働省が定めた方針では、相手の性的指向や性自認に関する侮辱的発言（SOGIハラ）や労働者の性的指向・性自認などを本人の了承を得ずに暴露すること（アウトティング）はパワハラであると定義した。

■ 東京都パートナーシップ制度

2022年11月制度開始 東京都は人権尊重条例の理念を踏まえ、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設。都内各自治体と連携協定を結んでおり、各自治体の受領証を提示することで、東京都パートナーシップ宣誓制度が提供するサービスを利用可能。2023年5月31日時点での宣誓数は746組。

■ LGBT理解増進法

2023年6月施行 「性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない」という基本理念のもと、国や自治体、学校、企業などに対して、性の多様性に関する「理解増進」の施策を求める法律。

2-1 中野区のLGBTQ+（性的少数者）に関する取り組み

■ 人権及び多様性を尊重するまちづくり条例

2022年4月施行 全ての人が、**性別、性自認、性的指向**、国籍、人種、民族、文化、年齢、世代、障害、その他これらの複合的な要因による差別を受けることなく、それぞれの能力を発揮し、地域社会の一員として暮らすことができることを基本理念に置き、人々が心豊かに安心して暮らし、共に新たな価値を生み出していくことのできる中野のまちを実現することを目的とし制定。

■ 条例の周知・広報活動

区民・事業者への条例周知を目的とし下記事業を実施した。



【条例制定記念シンポジウム開催】



【条例周知用リーフレット作成】



【条例周知用動画作成（4本）】

2-2 中野区のLGBTQ+（性的少数者）に関する取り組み

■ 中野区パートナーシップ宣誓制度

ユニバーサルデザイン推進施策のひとつとして、多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会を実現することを目指し、2018年8月20日から、「中野区パートナーシップ宣誓」を実施している。

また、2022年11月に東京都がパートナーシップ宣誓制度を開始したことや、これまでに利用者の方から寄せられた意見を踏まえ、2023年4月から本制度を拡充。対象者を拡大するとともに、利便性の向上を図ることとしている。

宣誓件数		
年度	宣誓件数	左記のうち公正証書等受領証も併せて交付した件数
平成30年度	21件	4件
平成31年度	28件	1件
令和2年度	25件	2件
令和3年度	34件	7件
令和4年度	21件	5件
令和5年度	3件	1件
合計	132件	20件

【宣誓受領証・小型版】

第2号様式（別添第4条関係）
パートナーシップ宣誓書受領証
（宣誓者氏名） （宣誓者氏名）

おふたりが、「中野区パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされ、区が宣誓書を受領したことを証します。
区は、多様な生き方、個性及び価値観を受け入れることができる地域社会の実現を目指しています。
お互いに変えあって歩まれるおふたりが、中野区において、自分らしくいきいきと活躍されることを期待しています。

中野区長 酒井 直人

宣誓日	
【宣誓番号】	
特記事項及び自由記載欄	

【宣誓受領証・大型版】

パートナーシップ宣誓書受領証

おふたりが、「中野区パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされ、区が宣誓書及び確認書を受領したことを証します。
区は、多様な生き方、個性及び価値観を受け入れることができる地域社会の実現を目指しています。
お互いに変えあって歩まれるおふたりが、中野区において、自分らしくいきいきと活躍されることを期待しています。

宣 誓 日
【宣誓番号】

特 記 事 項	
---------	--

中野区長 酒井 直人

2-2 中野区のLGBTQ+（性的少数者）に関する取り組み

■ 中野区パートナーシップ宣誓制度

2023年4月からの拡充内容

項目	拡充前
性的マイノリティ要件	パートナーの双方が性的マイノリティであること
区内居住要件	パートナーの双方が中野区在住であること
同居要件	同居または同居予定であること
子の名前の記載	記載欄なし
宣誓書受領証の形態	カード型を交付



拡充後
パートナーのいずれか一方または双方が性的マイノリティであること
パートナーのいずれか一方または双方が 中野区在住、在勤または在学 であること
同居要件を削除
子の名前を 特記事項 として記載できる
カード型・A4型 の2種類を交付

2-3 中野区のLGBTQ+（性的少数者）に関する取り組み

■性的マイノリティ 区民講座

性的マイノリティに対する理解促進を目的とし、当事者の講師を招き、年に1度開催をしている。2022年度の講師はSNS等で活躍するゲイカップル「ShoRyoChaneel」を起用し行った。

令和5年度 中野区性的マイノリティ区民講座

【ゲイカップル YouTuber が伝える】

実際どうなの？

参加無料

マイノリティのリアル

最近よく耳にする「性的マイノリティ」「LGBTQ+」「SOGI」という言葉、あなたは正しく理解できていますか？ YouTube等のSNSで活動する講師から日常生活での困りごとや悩み事のお話を聞くことで、性的マイノリティについて学びながら社会の問題を考えてみませんか。

3月15日(水)

19時～20時30分

会場：中野区役所 7階 会議室

定員：先着 50名

※一時保護をご希望の方は3月7日(火)までに、お申し込みください。(先着3名)

申込方法

電子申請、電話または直接平和・人権・男女共同参画係へ

申込みページ

ゲイカップル YouTuber 講師 ShoRyo channel さん

2018年より12歳差ゲイカップル YouTuber「ShoRyo channel」として活動開始。登録者数3.3万人(2022年12月現在)、LGBTQ+層を提供する形式のブログも運営中として活動中。

著下履氏のしゅーたは映像クリエイターとして多くの作品を制作。和上氏のしゅーたはLGBTQ+当事者として講演会で講師をつとめる。

東京都中野区にてパートナーシップ宣誓をし、それぞれの特技を掛けながらSNS等で「しゅーた」としての活動を展開している。若いLGBTQ+当事者にとって、一つの生き方を示すロールモデルとなるように活動中。

問い合わせ：中野区 企画部企画課 平和・人権・男女共同参画係 区役所 4階10番窓口
TEL 03-3228-8229 (お申込み時は、長名・住所・メールアドレス・電話番号をお知らせください)

【2022年度開催時のポスター】

■中野にじいろ対面・電話相談

各月第3火曜日 午後6時～8時に区役所で実施している性的マイノリティの専門相談。相談員は当事者を起用。令和5年度は利用者の利便性向上の為、区役所以外での対面相談、電話相談ができるように整備した。

中野 にじいろ相談

性的マイノリティ 対面・電話相談

同性カップルについて悩んでいる

心と体の悩みや人間関係など性的マイノリティに関わるさまざまな悩みの解決に向けたなんでも相談です

子どもが自分の性別で悩んでいる

本人だけでなく家族や友人のサポートも必要です

パートナーに理解を促したい

性的マイノリティの当事者から発信している相談員に聞いてもらっています

結婚・離婚と悩んでいる

性的マイノリティの当事者から発信している相談員に聞いてもらっています

事前予約制

電話予約受付
受付時間：平日 11時～17時

相談費 無料

相談時間 1人30分

希望に合わせて選べます

会場	中野区役所	中野区民センター パール・ハンズ
開催日	毎月第3火曜日（11月開始予定）	毎月第3火曜日（12月開始予定）
開催時間	18時～20時（受付：17時～18時）	18時～20時（受付：17時～18時）
参加費	無料	無料
申し込み	電話予約（03-3228-8229）	電話予約（03-6279-3094）
お問い合わせ	03-3228-8229	03-6279-3094
予約受付	03-3228-8229	03-6279-3094

くわしくはホームページをご覧ください（中野区 中野区にじいろ相談）

中野区 企画部 企画課 平和・人権・男女共同参画係 電話 03-3228-8229 / FAX 03-3228-5476

【にじいろ相談広報用ポスター】

3 今後の検討事項

■ 区民及び事業者への啓発活動強化

日本の民間団体による調査では、「LGBTQは人口の8%-10%前後」と言われている。これを中野区の人口で当てはめると約26,000人～33,000人となり、かなりの人数であることがわかる。

また、中野区が実施した区民を対象にした意識調査では、LGBTQの「意味を知っている」割合は74.3%、「聞いたことはあるが意味は知らない」割合は12.7%、「知らない」割合は6.1%となっている。認知度は高くなってきていると思われるが、LGBTQへの理解促進はまだまだ必要で、今以上に啓発活動に力を入れていく必要がある。条例の周知・広報も同様に行い、「誰もが活躍できる中野のまち」実現を目指す。

■ パートナーシップ宣誓制度の活用範囲拡大

区の事業（サービス）の内、婚姻関係でしか利用できないサービスがあり、パートナーシップ宣誓者が利用できるサービスはまだ限られている。今後、利用できるサービスを増やしていく必要がある。

▼利用できるサービス（区の事業）

- ・区営住宅、福祉住宅、まちづくり事業住宅の入居申込み
- ・犯罪被害者を対象とした事業（弔慰金支給、配食サービス、法律相談等の費用助成、家事援助 など）

▼利用できるサービス（都の事業）

- ・住宅関係手続（都営住宅の入居申込み、サービス付き高齢者向け住宅登録事務、公社住宅の申込み など）
- ・犯罪被害者を対象とした事業（遺族見舞金給付事業、転居費用助成事業、医療費等助成事業 など）

など

▼他区の事例

災害見舞金の支給、災害弔慰金の支給 など

※区、都ともに利用できるサービスはまだまだ少ない現状